

令和 年分 配当、剰余金の分配、金銭の分配
及び基金利息の支払調書合計表

税務署受付印

処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載
	※ . .	※	※

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		提 出 者	所在地	電話 (- -)		整理番号			調書の提出区分 (新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4)	提出 媒体	本店 一括	有・無
			法人番号(注)			作成担当者			作成税理士 署 名	税理士番号 ()		電話 (- -)
			フリガナ 名 称			基 準 日 (. .)						
			フリガナ 代 表 者 氏 名				支 払 確 定 年 月 日 . .					
区 分		支 払 総 額 (支払調書提出省略分を含む。)				左 の うち、支 払 調 書 を 提 出 す る も の の 合 計						
居住者又は内国法人に支払うもの	課 税 分	株主(出資者)数	株式数又は出資若しくは基金の口	配当(分配)金額	源泉徴収税額	株主(出資者)数	株式数又は出資若しくは基金の口	配当(分配)金額	源泉徴収税額			
	非 課 税 分	人	/	円	円	人	/	円	円			
非居住者又は外国法人に支払うもの	課 税 分	一般分										
	課 税 分	軽減分										
	非 課 税 又 は 分											
計			旧 株(口) 新 〃				旧 株(口) 新 〃					
摘 要		1株(口)当たり配当(分配)金額										
		旧 円	新 〃									

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。(電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)
(注) 平成27年12月分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

【配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表】

記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての配当等について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「居住者又は内国法人に支払うもの」欄には、居住者（国内に住所若しくは1年以上居所を有する個人）又は内国法人（国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人）に支払う配当等について記載し、「非居住者又外国法人に支払うもの」欄には、非居住者（居住者以外の個人）又は外国法人（内国法人以外の法人）に支払う配当等について記載する。
- 4 「一般分」欄には、次の5又は6に掲げる配当等以外のものについて記載する。
- 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）を受けたものについて記載する。
- 6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第177条（完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例）、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 7 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 配当等が未払のため源泉徴収されないものがある場合その人員、配当等の額の合計及び徴収すべき税額の合計
 - (2) 支払調書の記載内容が、利息の配当である場合又は基金利息である場合その旨
- 8 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。